

## 『障害者虐待防止法』を正しく理解しましょう

平成24年10月1日から施行されています『障害者虐待防止法(「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)』は、障害者の権利や尊厳が虐待によって脅かされることを防ぐ法律です。

虐待に気づいた人は、障害者虐待防止センターへの通報義務があります。

地域ぐるみでの対応や支援が、虐待されている障害者やその家族などが抱える課題の早期発見・解決につながります。

### ◇この法律で守られる方

身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他、心身の機能障害により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人(※障害者手帳を持っていない人、18歳未満の障害児も含みます。)

### ◇障害者虐待の種類

- ①養護者による虐待  
障害者の身の周りの生活の世話や金銭管理などをしている家族や親族、同居人などによる場合。
- ②障害者福祉施設従事者等による虐待  
障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員などによる場合。
- ③使用者による虐待  
障害者を雇用している事業主などによる場合。

### ◇どのようなことが虐待になるの?

- 身体的虐待** 【例】 殴る・蹴る、やけどさせる、身体拘束、部屋に閉じ込める など
- 性的虐待** 【例】 性的行為を強要する、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
- 心理的虐待** 【例】 怒鳴る、仲間に入れない、子ども扱いする、無視する など
- ネグレクト** 【例】 十分な食事や水分を与えない、排泄介助をしない、部屋の掃除をしない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など
- 経済的虐待** 【例】 年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預金などを処分する、日常生活に必要な金銭を渡さない など

「もしかして、虐待かも?」そう思ったなら、まずはご相談ください。

※休日や夜間も対応できる体制を確保しています。通報者の秘密は守られます。

【問】さぬき市障害者虐待防止センター  
(さぬき市福祉事務所 障害福祉課内)  
☎(0879)26-9903

## 夏休み 親子手話教室の開催について

手話は、聞こえない人たちが気持ちを伝えあう大切なことばです。手と指だけでなく、体・目・顔の表情などを使って話をします。聞こえない人と楽しく手話で会話をしてみませんか?

はじめて手話を見るという方、手話をもっと知りたい方も大歓迎です。

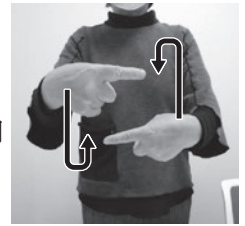
**日時** 8月2日(日) 午前の部 10:00~12:00  
午後部 13:30~15:30  
8月5日(水) 午後部 13:30~15:30

**場所** 香川県聴覚障害者福祉センター  
(高松市太田上町405-1)

**対象者** 小学生・中学生(親子・きょうだい)  
※子どもだけの参加もできます。

**参加費** 1組(親子・きょうだい)につき500円  
(受講料・テキスト1冊つき)

**定員** 親子20組 ※先着順



【問・申】香川県聴覚障害者福祉センター  
☎(087)868-9200 FAX(087)-868-9201

## 令和2年度 録音図書製作ボランティア初級養成講習会 受講者募集

**期間** 開講 令和2年9月2日(水)  
閉講 令和3年1月27日(水) 毎週水曜日(全20回)

**時間** 13:30 ~ 15:30

**会場** 香川県視覚障害者福祉センター  
(高松市番町1丁目10-35 香川県社会福祉総合センター4階)

**講習内容** 視覚障害者のための録音図書を製作するボランティア養成

**受講条件** 福祉に関心があり、講習会終了後は、当センターの音訳ボランティアとして活動できる方  
パソコン(Windows)が使える方

**募集人員** 20名

**費用** テキスト代 1,700円程度

**説明会** 8月5日(水)午後1時30分から、香川県視覚障害者福祉センターで講習内容やボランティア活動についての説明会を行います。受講希望の方はできるだけご参加ください。(参加申込は不要・1時間程度)

**申込方法** 所定の申込用紙に記入頂きます。申込用紙等資料のご請求は、下記お問い合わせ先までお願いします。

**締め切り** 8月21日(金) 必着

【問・申】  
〒760-0017  
高松市番町一丁目10-35香川県社会福祉総合センター4階  
香川県視覚障害者福祉センター ☎(087)812-5563  
FAX(087)861-1566